

7 市町村第 202 号
令和 7 年（2025 年）5 月 15 日

総務省自治税務局市町村税課長 様

長野県企画振興部長

ふるさと納税返礼品の一部に関して総務省に申請して確認を受けた
内容と実態が異なる状況になっていた事案について（送付）

野沢温泉村において、総務省に申請して確認を受けた内容と実態が異なる状況になっ
ていた事案がありましたので、別添のとおり送付します。

（問合せ先）

担 当 企画振興部市町村課税制係 小川、内川
電 話 026-235-7068
電子メール s-zeisei@pref.nagano.lg.jp

7 野総第 40 号
令和 7 年 5 月 15 日

長野県企画振興部長 様

野沢温泉村 村長 上野 雄大

長野県野沢温泉村においてふるさと納税返礼品の一部に関して総務省
に申請して確認を受けた内容と実態が異なっていた事案について（報告）

このことについて、ふるさと納税返礼品の一部に関して総務省に申請して確認を受けた内容と実態が異なる状況になっていた事案がありましたので、別紙のとおり報告いたします。

（問合せ）

担 当 総務課企画財政係 天谷

電 話 0269-85-3111（215）

電子メール kikaku@vill.nozawaonsen.lg.jp

長野県野沢温泉村においてふるさと納税返礼品の一部に関して総務省に申請して確認を受けた内容と実態が異なっていた事案について

令和 7 年 5 月 15 日
長野県野沢温泉村

長野県野沢温泉村がふるさと納税返礼品として提供するアスパラガスについて、返礼品提供事業者に対する確認を行ったところ、地場産品基準 1 号としていた返礼品について、一部隣接市町村産（飯山市）との混在の可能性があることが判明したため、下記のとおり報告します。

記

1 返礼品の概要

返礼品番号	品目名	地場産品 基準類型
2420563000042	旬の朝どり新鮮アスパラガス 不揃いサイズ 合計 2.0 k g	1 号

※なお、当該返礼品に係る寄付募集については、令和 7 年 5 月 13 日時点で寄付受付を停止。

2 返礼品の寄付募集状況

指定 対象 期間	品目名	寄付 件数 (件)	寄付 金額 (千円)	発送 数量 (Kg)	うち混在が疑われるもの		
					寄付 件数 (件)	寄付 金額 (千円)	発送 数量 (Kg)
平成 29 年度 (H29. 4. 1 ～H29. 5. 31)	旬の朝どり新鮮アスパラガス不揃いサイズ 合計 2.0 k g	382	2, 292	764	382	2, 292	764
平成 30 年度 (H30. 4. 1 ～H30. 5. 31)	旬の朝どり新鮮アスパラガス不揃いサイズ 合計 2.0 k g	998	6, 986	1, 996	998	6, 986	1, 996
令和元年度 (H31. 4. 1 ～R 元. 5. 31)	旬の朝どり新鮮アスパラガス不揃いサイズ 合計 2.0 k g	423	4, 230	846	423	4, 230	846
令和 2 年度 (R2. 4. 1 ～R2. 5. 31)	旬の朝どり新鮮アスパラガス不揃いサイズ 合計 2.0 k g	892	8, 920	1, 784	892	8, 920	1, 784

令和3年度 (R3.4.1 ～R3.5.31)	旬の朝どり新鮮アスパラガス不揃いサイズ 合計 2.0 k g	763	7,630	1,523	763	7,630	1,523
令和4年度 (R4.4.1 ～R4.5.31)	旬の朝どり新鮮アスパラガス不揃いサイズ 合計 2.0 k g	752	7,520	1,504	752	7,520	1,504
令和5年度 (R5.4.1 ～R5.5.31)	旬の朝どり新鮮アスパラガス不揃いサイズ 合計 2.0 k g	701	8,412	1,402	701	8,412	1,402
令和6年度 (R6.4.1 ～R6.5.31)	旬の朝どり新鮮アスパラガス不揃いサイズ 合計 2.0 k g	626	7,512	1,252	626	7,512	1,252
令和7年度 (R7.4.1 ～R7.5.13)	旬の朝どり新鮮アスパラガス不揃いサイズ 合計 2.0 k g	359	4,667	20	0	0	0
計		5,896	58,169	11,091	5,537	53,502	11,071

※寄付募集期間はアスパラガスの収穫される4月1日から5月31日までの期間としている。

3 混在を覚知した経緯及び対応状況

令和7年3月19日	令和7年3月18日付6市町村第1055号長野県企画振興部長通知（自主点検実施通知）を受け返礼品の確認を行ったが、当該、圃場区域については区域内であると誤認していたため、覚知に至らず。
令和7年5月13日	生産者から近隣市で生産している旨の報告があった。 以下本件での対応 ・生産団体に所属する返礼品提供者に対し混在する可能性があるか確認 【 確認結果：混在の可能性あり 】 ・長野県市町村課税制係へ報告（同日に県から総務省へ第1報） ・長野県市町村課税制係から「告示基準を満たさないものを送付する可能性があるれば寄付受付を停止するべき」という助言を受け、寄付受付を停止

4 本事案の原因

当該圃場区域については、隣接する市と当村の地籍が混在する場所にあるが、当村からの農業用水の引水や、農業政策に係る補助金等の給付、村が春先に農道除雪を行うなど、実質的に当村の圃場区域として営農をしてきた。そのため、「区域内」という意識が定着しており、行政区域によって圃場を区別することなく営農しているのが実情である。

上記事情のもと、生産者もふるさと納税を担当する職員も当村の圃場区域であると認識し、地場産品基準1号として総務省へ指定申出をしていた。

5 今後の対応

- (1) 当該返礼品について、総務省へ指定申出している地場産品基準1号に適合する生産品のみ返礼品として取扱う。
- (2) 返礼品提供事業者との契約においては、総務省告示第2条第3号の規定による必要な規定は設けているので、当該契約に基づき、返礼品取扱事業者に対し必要な調査・確認などを定期的実施し、総務省への指定申出に変更がないかなどを確認する。
- (3) ふるさと納税を担当する職員において十分な引継ぎを行い、制度を熟知させるとともに、知識や経験を持つ専任職員の配置を検討する。
- (4) 令和7年度に申込みのあった寄付359件について、既に発送した10件20Kgは区域内で生産された返礼品であることが確認された。また、残りの349件については当該圃場区域を精査したところ、生産者グループの6者のうち2者の圃場を区域内と確認したので、当該圃場から収穫したアスパラガスのみを返礼品として送付する。